

中国歴史班

雲南南部の生態環境史の構築に向けて

クリスチャン・ダニエルス（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）

キーワード：時期区分、環境保全措置、地域住民の役割

Towards the Construction of an Environmental History of Southern Yunnan

Christian Daniels

(Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies)

Keywords: Periodisation, Measures for Environmental Conservation, Role of Local People

要旨

本稿では、生態環境史に対する基本的な見方を述べた後、雲南南部生態史の時期区分をして、18・19世紀において地域住民が人口増加と土地開発に対して採択した環境保全措置について論じる。

1. はじめに

本班では雲南の一地域の事例研究から生態史モデルの構築を目指しているが、その主たる作業は歴史史（資料）に基づいて、400年という時間軸で雲南の生態がどのように変容したかを解明することである。研究対象となる地域は雲南省南部一帯を含む。東は紅河から玉溪地区、思茅地区まで、西は徳宏州までの広い地域に及んでいる。ここはラオス北部とビルマ（ミャンマー）のシャン州と連続する地域であり、もともと非漢族が居住していたが、14世紀から20世紀までの間、その生態環境が入植してきた漢族移民によって徐々に改変させられた。当該地域の生態環境が具体的にどのような要因によって改変されたか、人間社会がどのように生態環境の変化に対処したかを解明することが本班の基本作業の一つである。

この分析作業は、生態環境史が以下三つの側面から構成されているという前提のもとに実施している。

- [1] 人口の歴史（自然災害や疫病などを含む）
- [2] 開発の歴史（人間移動、商品経済の浸透、交易の増大、国家政策、漢族移民による土地開発、栽培面積の変遷、寺院建立などの要因）
- [3] 自然認識の歴史（人間の自然観が変われば、野生動物や植物に関する人間の対応も変化する）

これまで地方志及びフィールドで収集した碑文史料の分析から、16世紀以降、雲南南部の生態環境を改変させる要因として、人口増大、漢族移民による土地開発、商品経済の浸透及び漢族の商業活動が確認された。また、ダニエルスが2004年度報告で指摘したように、漢族による全体経済活動が生態環境に及ぼした影響は自然災害や王朝国家政策からも読み取れる。

本報告書では班員の清水亨が碑文という基本史料について、野本敬が人口データ、西川和孝が土地開発について、立石謙次が水源の保護について、増田厚志が商人の進出についてそれぞれ論じている。ここで筆者はこれら上記の諸要因を概観した後、地域住民が自然災害や生態環境の改変に対して講じた対応策を取り上げる。

2. 基本的発想

歴史的変化を理解する視点として、長いタイムスパンで見るマクロと短いタイムスパンで見るミクロの二つがある。しかし、短期間内に起こる変化を解釈するのはしばしば困難を伴う。短期間の変化は特有のものとする

べきか、あるいは歴史上しばしば繰り返されるパターンに属するのかとの判断が必要だからである。すなわち、ミクロの変化を理解するために、長期間に亘って起こった変化のパターンも解明していなければならない。本日は、雲南南部の生態環境が長期にわたりどのように変化したかを解明することを目的としている。そうすることによって、研究者が短期間の個別事例を長期的傾向の中に位置づけて雲南南部の生態史を再構築することができると考える。

生態環境は人間社会の営為によって常に改変されているのは事実である。長期的にみれば、人的要因によって作り出された如何なる新しい生態環境であっても、自然界と人間社会の均衡がそれを持続させる前提条件と言える。均衡保持というのは、人間社会による管理に大きく左右される。自然界と人間社会のバランスが崩れた際、災害が発生しやすいことがその好例である。人間が改変したばかりの生態環境に豪雨が降れば洪水になるのは、水を制御する措置が不十分なためと見做すことができる。つまり、災害が頻発する時代は、人間社会の生態環境に対する管理に問題が生じたと考えるべきである。総じていうならば、生態史では人間による生態環境の管理能力が要点であると言えよう。

3 . 雲南南部生態史の時期区分

雲南南部における生態環境の管理を理解するために、その生態史の長期的な流れを知っておく必要がある。14世紀から20世紀までの700年の間に、生態環境の変化を時期によって区分すれば、生態環境を改変させた要因が確認しやすくなり、いくつかのパターンを浮きぼりにすることができる。人間による生態環境の管理はこ

表 1 . 雲南南部生態史の時期区分

時期	政治形態	開発などの特徴
14 世紀から 1911 年	王朝 国家	王朝国家と民間による開発（軍事移民と経済移民）。王朝は村落の末端までは十分に統制できない。1800 年以降外部市場のための土地開発が進行する（茶）
1911~1949年	中華 民国	雲南省は中華民国の政治体制の中で半独立状態—独自の政策を展開。錫の開発
1950 年代半 ば～ 1970 年 代末	中華 人民 共和 国	タイ族土司の廃止によって、中国政府は国境線沿いの地域の行政権を完全に獲得。社会主義の公有制（国有と集団所有）が施行され、国際市場から隔離された時代だったが、国家は村落の末端まで統制できた。国家主導型開発、例として西双版纳における国营農場建設：国防とゴムを確保する目的
1980 年代初 め～現在	中華 人民 共和 国	経済の自由化・市場化が進展して、所有制が私営企業、自営業、外資系企業（外資 100 % 企業、合弁企業、合作企業）へと多元化する。土地が農民に分配され、経済作物栽培の増加、国際市場との関係が深化し、あらゆる資源の商品化が進行中。西双版纳の観光地としての開発

のような枠組みの中で行なわれてきたので、ここでそれを簡単に述べておきたい。

雲南南部の生態史はおよそ四つの時期に分けられる（表1）。各時期は政治形態と開発の方式によって特徴づけられる。

（1）14世紀から1911年までは、王朝と民間による開発の時期であった。王朝は16世紀まで軍人を雲南に送り込み、駐屯地の維持に努めた。このような移民は一種の軍事移民であるが、彼らの手によって行なわれた開発は王朝国家の主導によるものであったが、18世紀以降、新天地を求めて雲南に移住した経済移民が多くなり、この漢族移民による開発は民間主導型であった。1800年以降、国内市場に茶や薬剤などの品目を提供するために、山地での土地開発が進行したが、森林伐採や山地でのトウモロコシ栽培などの活動によって、生態環境が改変された。しかし、王朝は行政の末端である村落までは十分に統制できないため、自然界と人間社会の均衡は村人の自己管理に任されていた。

（2）1911年から1949年までは、雲南省は中華民国の政治体制の中で半独立状態であったが、さまざまな方面において雲南省は独自の建設政策を展開する。簡旧の錫の輸出量を増加させるため、錫の高水準な精錬に成功した。しかし、生態環境の管理は王朝時代の（1）と同様村人の管理に委ねられていた。

（3）1950年代半ばから1970年代末までの時期。中華人民共和国が成立してから、タイ族土司が廃止され、中国政府は国境線沿い地域の行政権を獲得した。社会主義の公有制（国有と集団所有）が施行されたが、これは市場経済が十分に機能せず国際市場から隔離された時代だった。しかし、国家は行政の末端である村落まで統制できるようになり、政府が人民一人一人をきめ細かく管理するようになった。雲南南部においては、国家主導型開発が実施され、国防問題の解決とゴム確保を兼ねた目的で建設された西双版纳の国营農場がその好例である。

（4）1980年代初めから現在に至るまでの時期。これは経済の自由化・市場化が進展して、所有制が私営企業、自営業、外資系企業（外資100%企業、合弁企業、合作企業）へと多元化する時代である。土地が農民に分配され、特殊な作物は国際市場との関係で栽培されるようになり、化学肥料の利用も増えて、あらゆる資源の商品化が進行中である。経済が自由化されてから、雲南南部の国境線地帯へと移動する漢族も増え始めた。

このような時期区分を見ると、雲南の開発は一貫して中国内地からの漢族移民の到来と外部市場への関わりという条件によって大きく変化してきた。雲南の人口は14世紀末の120万人から2000年現在では4,236万人に増えており、600年間で35.3倍の増加になる（表2）。このような人口増加と商品経済の浸透につれて、生態環境の改変は不可避となる。

4. 地域住民の対応

雲南南部の住民が生態環境の改変に対してどのように考えていたか、またどのような措置を採用したかは碑文や史料から読み取れる。住民は生態環境を破壊する行為を目の当たりにして、しばしば破壊を防止する規制を石に刻んで掲示した。これらの規制から破壊の原因や住民が採用した防止策を知ることができるため、碑文は当時の人間の生態環境に対する管理方法を伝える貴重な史料であると言える。

18世紀後半から19世紀初期にかけては、雲南南部の生態環境が大きく変化した時期である。1776年から1826年の間に雲南人口は788.4万人から1,030万人にまで急増した。この人口増加の大きな原因として漢族の経済移民の絶えざる入植が想定できるが、生態環境を改変させた具体的要因として土地開発と商業生産の導入も確認されている。思茅地区と紅河州にまたがる山間部において増加した茶葉栽培の影響が特に大きかったと考えられる。

移民が山地で行なった開発によって、さまざまな自然災害が引き起こされた。このような災害の再発を防止するために、地域住民は共同で開発を禁止・制限する取り決めをした。この取り決めを禁約というが、禁約は地域住民が自発的に環境を保全する措置であった。

地域住民の取り決めは、住民の生活に必要な資源や生態環境の悪化を引き起こす原因に対処するためのものである。取り決めは、水源を保護したり山地での樹木伐採・農耕活動を禁止するなどを対象としており、違反者に対する罰則規定を盛り込んでいる。以下の事例を見てみよう。

「もし禁約に遵わず、引き続き後山に通って薪や樹木を伐採し、あるいは山地を砍種する人がいれば調べ出して報告せよ。頭人と郷耆の論議をへて銀陸両の罰金を科して、廟の経費に充当せよ。もし協議の上

表 2 雲南省全人口の変遷 (推定)

年	登録人口	備考
1393 年	軍籍・民籍人口約 70 万人	推定総人口 120 万：民籍 84 万人・軍籍 36 万
1521 年	軍籍・民籍人口約 118 万人	推定総人口 170 万
1776 年	788.4 万人	
1820 年	1,030 万人	
1865 年	1,337 万人	
1872 年	1,123 万人	回民戦争と鼠疫によって 214 万人が死亡
1953 年	1,762 万人	
2000 年	4,236 万人	

典拠：曹樹基著『中国人口史』第四卷明時期、上海、復旦大学出版社、2000 年、185～191 頁；曹樹基著『中国人口史』第五卷清時期、上海、復旦大学出版社、2000 年、214～245 頁

決めた罰則規定に遵わない人がいれば、ただちに官に申し上げて取り調べ、処分をして頂くことにせよ。

ここにまた禁約を立てて告知する。(嘉慶 13 [1808] 年 9 月 21 日 普洱県把邊郷の「砍樹禁約碑」)

この事例では、徴収した罰金が地域住民の共同施設である廟の運営に充てられた。罰金は地域住民の共同生活の維持に活用されていたのである。

このような取り決めは、地域住民による自発的な環境保全措置であるようにも見えるし、民間主導型環境保全とも解釈しうる。取り決めには構成員全員の合意の元で作成されたと読み取れる文面があるからである。しかし、構成員全員が同意しているかどうかを疑問視する学説やデータもある。

第一に、禁約と呼ばれるこれらの取り決めは、そもそも自発的に行われていないとする法制史の研究が存在する。寺田浩明「明清法秩序における「約」の性格」(溝口雄三等編『アジアから考える [4] 社会と周辺国家』東京大学出版会、95 頁)によれば、禁約は約束行為である。自然発生の結集ではなく、呼びかけ人の主張に触発されて、皆の衆が参与する。参与者の意志の統一性は参与者相互の議定によって作られたという。

「頭人 かしら と郷耆 きょうき の立ち会いのもとで、衆人が合議した結果、後山 しゅたるやま 附近のいずれのところにおいても、伐採し山地を掘って耕してはならないと警告する内容の禁約が寫か き立 た てられた。」(嘉慶 13 [1808] 年 9 月 21 日 普洱県把邊郷の「砍樹禁約碑」)

寺田氏の研究に照らして分析すると、この禁約の規定は自発的に集合した人々によって決定されたのではなく、頭人と郷耆という村役人の呼びかけに応じて集まった人々によって合議された。取り決める過程には、有力者である村役人の圧力がはたらいていることも考慮に入れる必要がある。

第二に、このような取り決め方では規定がどの程度効力を発揮していたかが問題となる。先ず、自己の意に反して村役人の圧力に屈して合意した構成員がいたとすれば、その中から違反者が出るのも必定である。以前に合意した規定を遵守しないため、再び取り決めをしたと明記する禁約さえある(嘉慶 13 [1808] 年 9 月 21 日 普洱県把邊郷の「砍樹禁約碑」)。また、構成員以外にも禁約の強制力が及んでいたかどうかは今後検討すべき課題である。

第三に、地域住民による生態環境管理規定の取り決めには、村落レベルの役人が立会人となっている場合がある。これらの村役人が行なう業務の中に生態環境も含まれていたことが知られる。郷約と呼ばれる村役人については、王朝政府が発給した辞令に次のような記述がある。

「...里内の郷約は昔時から年ごとに交替することになっている。今、四里老民の畢香等によれば、王相が公選によって道光23(1846)年の郷約一名に充当されたので、執照を発給することにした。ここに王相に執照を支給するので保管するように。役職に就任したのち、官庁のすべての公事労役に供する人馬などの公務は必ず気をつけて引き受けなければならない。もし命令どおり忠実に任務を遂行すれば、本庁は必ず奨励する。謹んで遵守して違えないようにせよ。右御照会まで。...(蒙化府直隸庁が道光23(1846)年12月16日に発給した執照)」

以上から郷約は、当局が地域住民によって選ばれた人物を任命した官職であり、辞令(執照)と印鑑も受領していたことが分かる。王朝国家の権威に裏付けられた郷約が参与する取り決めは、対等関係にある人々の議定によるとは言い難いのである。

以上を総括すると、18・19世紀雲南南部において、王朝国家政府は統一的な生態管理政策を実施できなかったが、地域住民の中には王朝国家の権威や有力者の力を利用して生態環境保全の措置を設置する人々がいたと言える。

5 . 最後に

現在の中国では環境保全は18・19世紀と違って、国家主導型になっている。中央政府で決定された環境保全政策が確かに各省の郷政府・鎮政府を通して村政府まで伝達されている。行政指導がこのように行き届いているのは、中央政府には行政の末端まで統制できる能力が備わっているからである。しかし、政府による強制では、地域住民の一人一人には環境保全思想が果たして徹底しているだろうか。経済利益の追求が政府によって奨励される現在の中国では、個人の利益と国家の環境保全政策が対立する場合、個人が国家の政策に対してどのような対策をとるかというのが今後重要な課題であると言える。

Synopsis: This paper begins by explaining the basic ideas that the author holds about environmental history, then divides the history of southern Yunnan into four periods and finally discusses the measures for environmental conservation taken by local people during the 18th and 19th centuries.